

# 電子申請手続きの利用について

(電子申請の概要:総務省 電子申請・届出システム)



でんぱ@りょうこ

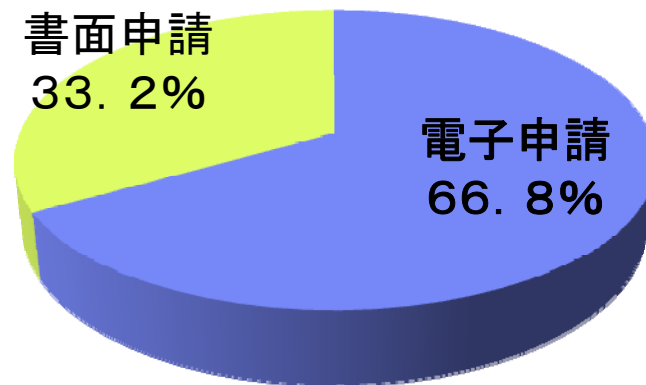
総務省九州総合通信局  
企画調整課



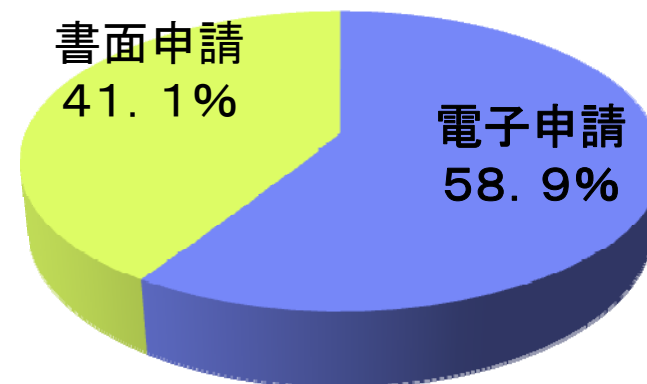
## 無線局の電子申請の利用状況(1)

- 九州では、申請全体の約67%は電子申請！  
(平成23年2月現在、申請件数ベース)
- 全国では、約59%が電子申請！

申請件数割合(九州)



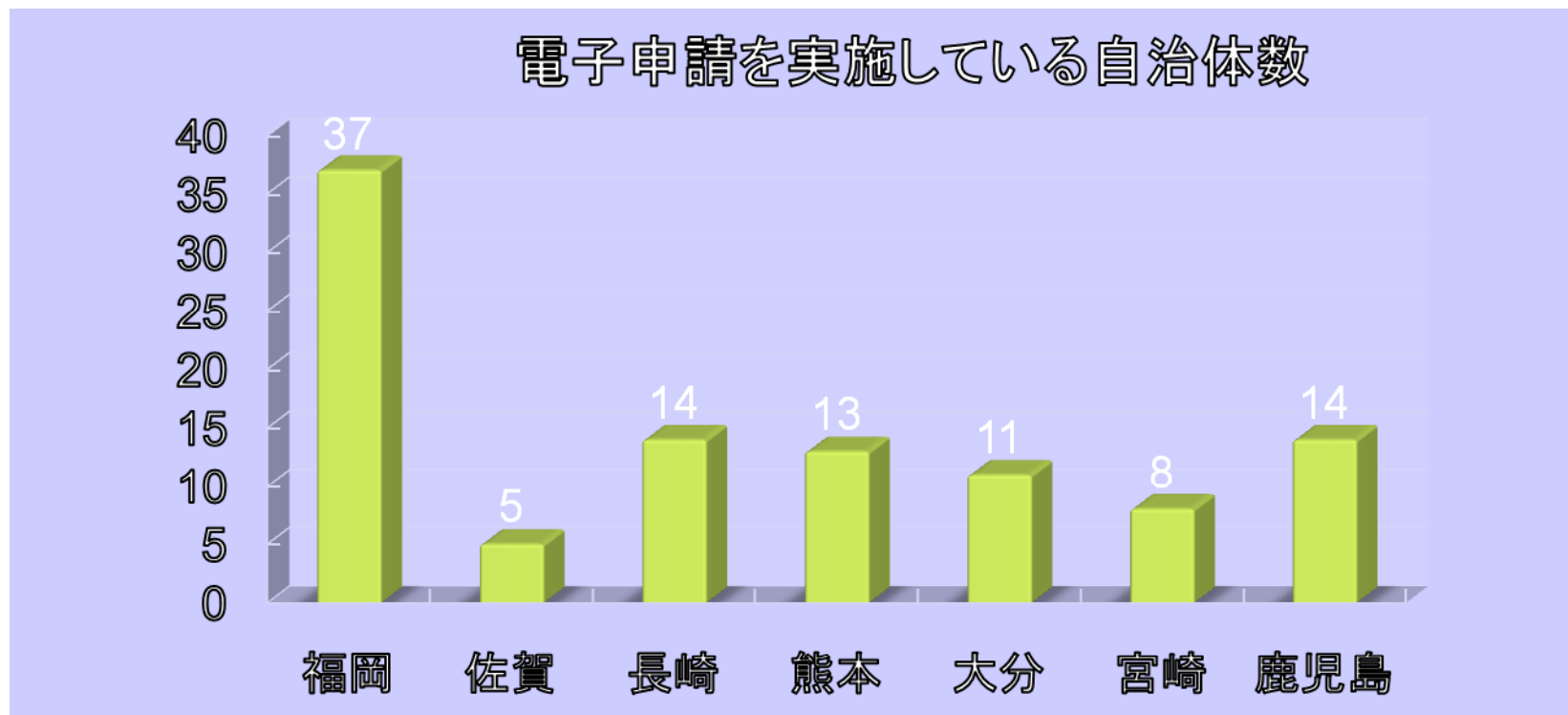
申請件数割合(全国)



## 無線局の電子申請の利用状況(2)

### <自治体の電子申請の利用状況>

- 九州では約100箇所の県、市町村及び一部事務組合が電子申請を利用。  
(全体の約50%)
- ほとんどが、代理人による電子申請。



## 2. 電子申請って？(1)

### インターネットを 利用した申請・届出

24時間  
365日

- ・ 電子申請はインターネットを利用して、いつでも、どこからでも申請が可能。
- ・ 待ち時間がありません。インターネットを利用して送信を行えば、提出は終了します。

### データの保管・ 再利用が可能

電子申請の申請・届出の内容は、データとして自分のパソコンに保管することができます。

### 処理状況の確認 が可能

自分が今までに行ってきた電子申請を一覧で確認することや、その処理状況を確認することができます。

## 2. 電子申請って？(2)

# 申請手数料が安い！



電子申請システムを利用した場合、申請から免許発給までの処理が効率化されることから、電子申請を利用した場合の申請手数料を減額する方向で検討が行われ、無線局の免許申請や再免許申請の手数料が2008年4月から全面的に約30%引き下げられました。

(例) 基地局、陸上移動局の再免許申請

・1W以下	[書面による申請手数料額] <b>1,950円</b>	[電子申請手数料額] <b>1,400円</b>
・1W～ 5W以下	[書面による申請手数料額] <b>3,350円</b>	[電子申請手数料額] <b>2,400円</b>
・5W～10W以下	[書面による申請手数料額] <b>4,950円</b>	[電子申請手数料額] <b>3,250円</b>

### 3. どんなことが出来るの？

① 会社や自宅のパソコンから、申請・届出ができます。

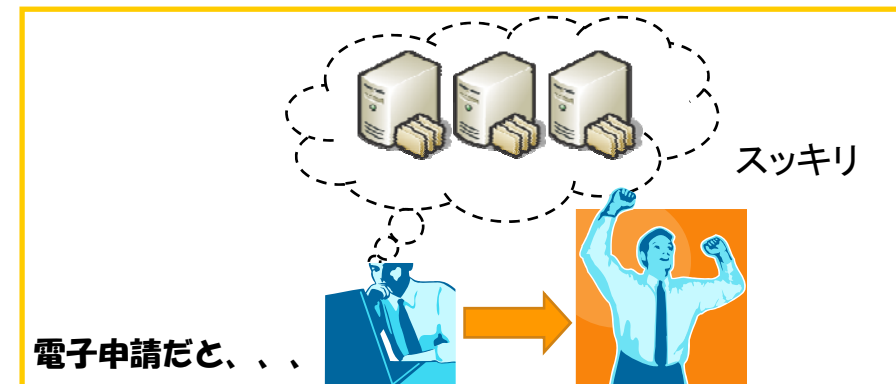
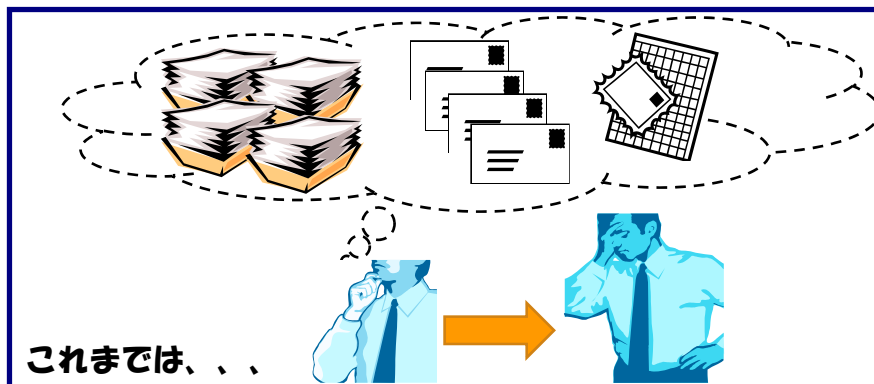
免許申請、変更申請(届)、再免許申請、…等々、電波利用のほぼ全ての手続きが電子申請可能です。

② 申請手数料の納付もインターネット経由で行うことができます。

③ 代理申請を行うことも可能です。

④ 入力～提出、納付・不備連絡・再提出など、全てパソコンから行うことができます。

⑤ 暗号化通信・電子署名を行っているため安全です。



## 4. 電子申請をするには？ (1/2)

電子申請をするには、次の①～③を準備します。

① 電子証明書を取得する

② パソコンのセットアップを行う

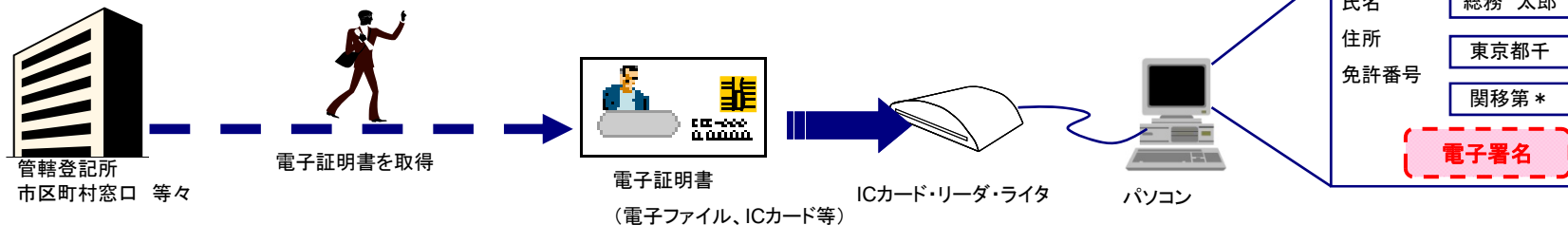
③ ユーザ登録をする

カンタン  
3ステップ!



### ① 電子証明書を取得する (地方公共団体は「職責証明書」)

これまでの書面による申請では、申請書(鑑)に社判や個人の印鑑などで押印を行っていました。電子申請ではこれに代わるものとして、電子証明書を利用して電子署名(サイン)を行います。  
**この電子署名を行うための、電子証明書を取得します。**



(電子証明書取得先の例)

- ・企業の電子証明書 商業登記認証局等(管轄登記所)
- ・地方公共団体 「職責証明書」
- ・個人の電子証明書 住民基本台帳カードに含まれる公的個人認証サービス等(各市区町村窓口)

詳しくは → <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/prep/pre001.html>





# 5. 電子申請の手順は？ (1 / 3)

電子申請をするための準備が終わり、実際に電子申請を開始する場合は、次の手順となります。

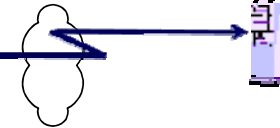


## ① 申請・届出の開始

総務省 電波利用 電子申請・届出システムのTopページ  
 <<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>>  
 にアクセスして、[申請・届出 電子証明書方式]ボタンを  
 クリックします。



アクセス

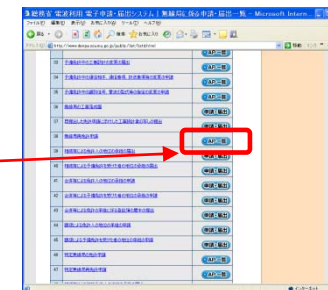
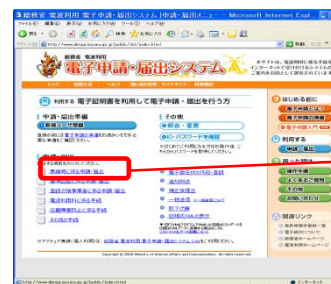


総務省 電波利用 電子申請・届出システム Topページ



## ② 手続きの選択

手続きのカテゴリを選択し、**申請を行う手続き**をクリックします。



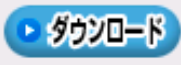
## ②手続きの選択(拡大画面)

総務省 電波利用 電子申請・届出システム



## アプリケーションをダウンロード

固定局、基地局、陸上移動局などはここ

No.	AP区分	アプリケーション名	サイズ (バイト)	
1	免許局	<a href="#">無線局インターネット申請(アマチュア局、パーソナル無線、特定無線局以外の局種)</a>	14,457,752	
2		<a href="#">アマチュア局インターネット申請</a>	11,533,736	
3		<a href="#">パーソナル無線インターネット申請</a>	12,347,824	
4		<a href="#">特定無線局インターネット申請</a>	11,486,624	
5		空中線指向図／宇宙通信系概念図／周波数配列図の表示	10,060,064	
6	登録局	<a href="#">登録局インターネット申請</a>	10,614,680	
7	その他	コードファイル	201,513	

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/prog/index.html>

## 5. 電子申請の手順は？ (2/3)

### ③ 入力

アプリケーションが起動したら、画面の入力例などを参考に、**必要事項の入力**をします。入力が終わったら、[入力完了]ボタンをクリックします。

途中まで入力したものを「一次終了」で保存することもできます。

必要事項の入力

### ④ 署名・送信

入力したデータをパソコンに保存することも可能です。このまま申請して良ければ、**[署名]ボタンをクリック**します。その後、ご自分の電子証明書を指定して、**[送信]ボタンをクリック**します。

# 5. 電子申請の手順は？ (3/3)

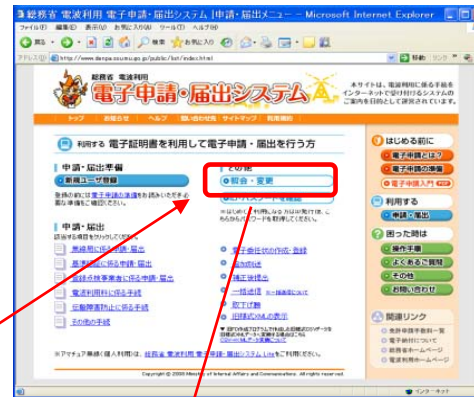


## ⑤ 申請状況の確認や、手数料の納付

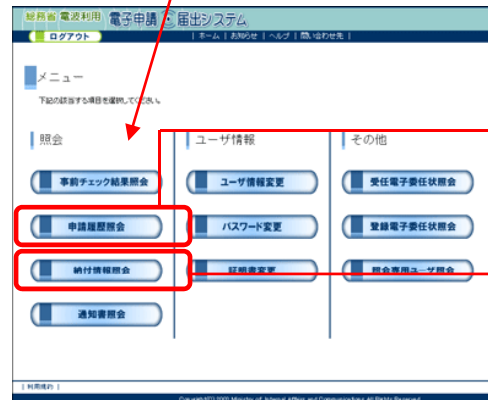
電子申請を送信した後も**処理状況の確認**や、**手数料の納付**などを、システムを利用して行うことができます。



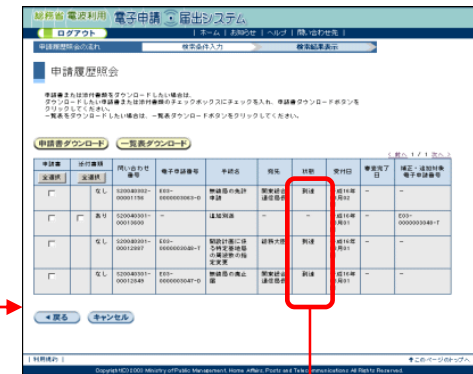
総務省 電波利用 電子申請・届出システム Topページ



ログイン



ログイン後Topページ



申請履歴照会

状況の表示



納付情報照会

インターネットバンキングからの電子納付や、ATMからの電子納付

## 7. 電子申請、やってみましょう！

★無線局の申請手続きは、無線に関するいろいろな専門知識が必要なので  
やっぱり難しそう・・・

- ・「新設(開設)申請」や「変更申請」は、無線局の性能等を記載する「工事設計書」が必要で、ある程度の専門知識を要します。
- ・しかし、「再免許申請」は「工事設計書」を省略することができますので、「新設申請」、「変更申請」と比較して手続き内容は簡易です。

それでも無理そうなら・・・



★代理人に発注するときにお願ひしましょう★

- ・申請や届出手続きを「**電子申請**」で**実行**するように発注しましょう。
- ・電子申請を行った電子データをもらいましょう。  
(データは次回の申請で活用できるので、納品物に含めましょう)
- ・必要に応じて、納品された電子申請データの確認ができるように、パソコンの設定をしてもらいましょう。

## 8. 参考

### 電波利用 電子申請・届出システム ヘルプデスク (総務省 電波伝搬障害防止区域縦覧システムのヘルプデスクと共用)

電話番号：0120-850-221

受付時間：月曜日から金曜日（祝日法に定める休日、及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の8時30分～17時00分  
(時間外の場合は自動メッセージが流れます。)

業務内容：  
・本サイトの記載内容  
・システムの操作方法、運営に関する質問



- 総務省 電波利用 電子申請・届出システム <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>
- 総務省 電波利用ホームページ <<http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm>>
- 総務省ホームページ <<http://www.soumu.go.jp/>>